

# 十日町市松之山温泉配湯事業経営戦略

団 体 名 : 十日町市

事 業 名 : 十日町市松之山温泉配湯事業

策 定 日 : 令和 6 年 7 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非 適	事業開始年度	平成 20 年度
事業の種類	温泉配湯	施設名	松之山温泉配湯施設
職員数	1 人		
事業の内容	源泉3箇所より湧出される温泉を、温泉旅館等に配湯を行う。 温泉使用権利金・温泉使用料を原資に施設の維持管理を行う。		
民間活用の状況	ア 民間活用	曝気貯湯槽、分湯槽、管理弁などの主要施設の草刈り、共同管の排泥作業など	
	イ 指定管理者制度	無し	
	ウ PPP・PFI	無し	

### (2) 料金形態

料金の概要・考え方	温泉使用権利金	十日町市松之山地域温泉条例の規定に基づき、契約期間を5年間とし、1口当たり157,190円(税込み)とする。	
	温泉使用料	十日町市松之山地域温泉条例の規定に基づき、毎分平均供給量は1口5ℓとして、契約口数に応じた使用料とする。	
		契約区分	月額使用料(税込み)
		1口	15,730円
		2口	37,730円
		3口	75,460円
		4口	104,720円
		※4口以降は104,720円に1口増すごとに26,180円を加算	
料金改定年月日	平成20年10月1日	(消費税のみの改定は含まない)	

(3) 現在の経営状況

収益的収支比率及び経費回収率は、平成 29 年度から令和元年度に実施した配湯増量工事（第 2 曝気貯湯槽）で借入れた地方債の償還期を令和 3 年度から迎えていることから、令和 3 年度及び 4 年度は 100%を下回っていますが、令和 5 年度以降は 100%を超えており、一般会計等からの繰入も行っておらず、地方債償還金は、基金（松之山温泉配湯設備資金）を財源として確保しており、健全な経営状況です。

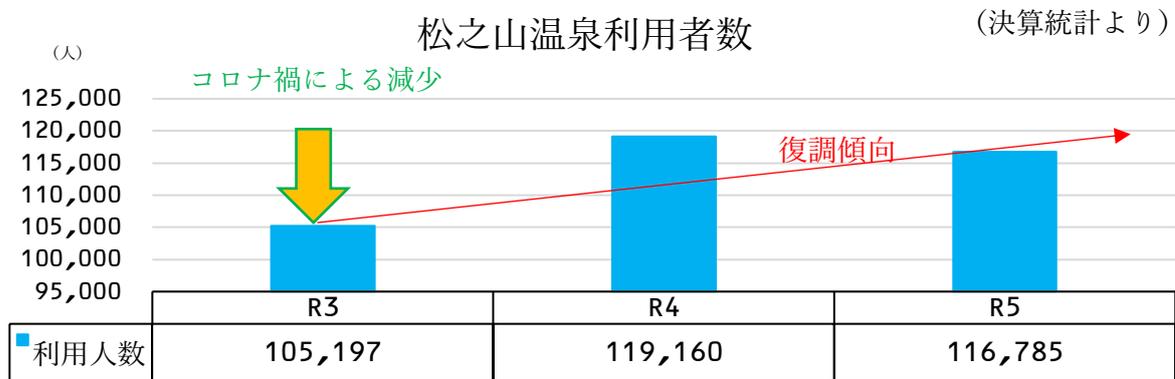
企業債残高対料金収入比率は 100%を大きく超えています。令和 3 年度及び令和 5 年度を比較した場合、432 ポイント減少しており、基金（松之山温泉配湯施設整備資金）を償還金の財源として、中長期計画により継続可能な経営を行っていることを表しています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約施設数（件）	12	12	11
契約口数（口）	41	42	40
収益的収支比率（%）	71	95	125
経費回収率（%）	69	82	113
<p>収益的収支比率は、『⑥総費用』と『⑰地方債償還金』の合計額を『①総収益』でどの程度賄えているのかを表す指標で、経費回収率は、『⑥総費用』と『⑰地方債償還金』の合計額を『③料金収入』でどの程度賄えているのかを表す指標です。共に 100%を超えている場合、経営状態が良好であることを示します。</p> <p>収益的収支比率  <b>【総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100】</b></p> <p>経費回収率  <b>【(料金収入 + その他営業収入) / (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金) × 100】</b></p>			
企業債残高対料金収入比率（%）	749	583	317
<p>企業債残高対料金収入比率は、『③料金収入』に対する『⑳地方債残高』の割合で地方債残高の規模を示します。</p> <p><b>【(企業債残高 - 一般会計等負担額) / 料金収入 × 100】</b></p>			

## 2. 将来の事業環境

### (1) 宿泊者数（観光客数）の見通し

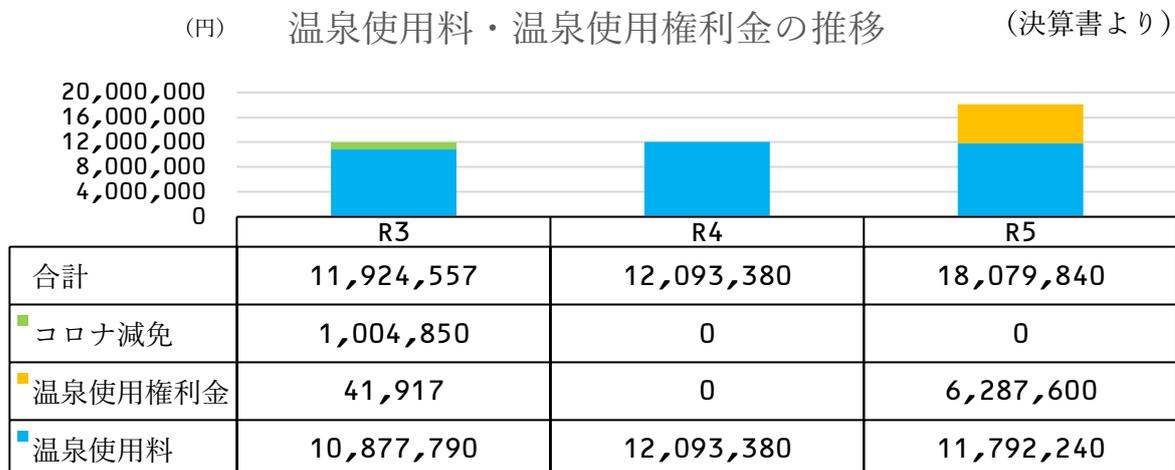
配湯先である旅館等の温泉利用者数（日帰り・宿泊）は、令和3年度105,197人、令和4年度119,160人、令和5年度116,785人で、旅館等の経営状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にありましたが、各旅館による露天風呂付客室や貸切露天風呂の改修、新型コロナウイルスの5類感染症移行により復調傾向にあることから、松之山温泉利用者数の急激な減少はないものと推測します。



### (2) 料金収入の見通し

本事業会計の主な収入は、温泉使用権利金及び温泉使用料であり、旅館等は復調傾向にあり現状のまま推移するものと予測されることから、本料金収入においても、現状のまま推移するものと推測します。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴い、旅館等に対し令和2年度(3,379,915円)及び令和3年度(1,004,850円)に温泉使用料の減免を実施しました。



### (3) 施設の見通し

本源泉の泉質は、高温、高塩分であり、自然流下式で配湯を行っていますが、金属製部材（ステンレス）の腐食度合いが著しく、適宜、樹脂材に更新を行っていることから、年々、漏水やエアロック等の発生頻度が減少していますが、比較的管路勾配の小さい箇所では、源泉成分が管路内部に固着する現象も確認されるなど、定期的な配管洗浄及び管路更新が必要と考えます。

なお、管路更新については、財政を圧迫することがないよう原則5年毎の温泉使用権利金を財源として実施するように収支計画に盛り込んでいます。

また、増口を求める旅館等に対応するため、令和7年度に配湯増量工事（分湯槽・管路新設）及び令和6年度には、同工事の設計委託を計画します。

### (4) 組織の見通し

支所職員が兼務で従事しており、当該職員の給与費は、年間の事務割合（0.1～0.2 手間）に応じて、職員給料 800 千円及び共済費 2 千円とします。

なお、大規模災害や大規模改修等を除き、現状の体制を維持します。

## 3. 経営の基本方針

### (1) 運営基盤の強化

修繕費用等の財源確保では、財政計画を検証しながら、経営の効率化を図ります。

また、温泉の利用促進や適正な温泉使用権利金及び温泉使用料の検討を行ない、必要となる修繕費用等の財源確保に取り組みます。

### (2) 長寿命化の推進

計画的な予防保全により、施設機能の維持を図り、温泉の安定供給に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙の通り
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	配湯増量工事（分湯槽・管路新設）を行い、配湯量の増口による収入増と安定供給に資する。
-----	--

(ア) 建設改良費 収支計画行No.⑩

- 配湯増量工事（分湯槽・管路新設）の実施（増口5口を予定）
  - ・令和6年度に設計委託 1,750 千円
  - ・令和7年度に工事費 44,000 千円
- 管路更新の実施（温泉使用権利金を財源とし、経年劣化の度合いを勘案し実施する。）
  - ・令和14年度に設計委託 1,100 千円
  - ・令和15年度に工事費 11,000 千円

（単位：千円）

建設改良費	令和6年度	令和7年度		令和14年度	令和15年度
内 容	配湯増量工事 （分湯槽・管路新設）			管路更新	
設計委託	1,750			1,100	
工事請負費		44,000			11,000

(イ) 地方債償還金 収支計画行No.⑪

- 平成29年度から令和元年度に実施した配湯増量工事（第2曝気貯湯槽）
  - ・地方債償還期：令和3年度から令和11年度まで
- 令和7年度の配湯増量工事（分湯槽・管路新設）計画
  - ・地方債償還期：令和11年度から令和17年度まで

	平成		令和																	
借入	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
H29			据置期間																	
H30			据置期間																	
R 元			据置期間																	
R7											据置期間									

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	温泉使用権利金及び温泉使用料を主たる財源とし、他会計からの繰入は行わず、緊急を要する工事等に対応ができるよう基金など財源確保を行いながら、長期継続可能な安定した経営を目指します。
-----	---

(ア) 料金収入 収支計画行No.③

●令和7年度に配湯増量工事（分湯槽・管路新設）を行い、増口5口分の温泉使用料及び温泉使用権利金を計上します。

- ・令和8年度：2口増口
- ・令和10年度：2口増口
- ・令和12年度：1口増口 計5口

(イ) その他 収支計画行No.⑤

- 民間による地熱バイナリー発電事業への蒸気等の利用料収入などを計上します。
- 単年度収支が赤字となる場合（令和6年度～令和9年度及び令和15年度）は、基金（松之山温泉配湯施設整備資金）からの繰入を計上します。

(ウ) 地方債 収支計画行No.⑭

●令和7年度の配湯増量工事（分湯槽・管路新設）に係る44,000千円を計上します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費 収支計画行No.⑧

●職員給料及び共済費を計上します。

(イ) その他 収支計画行No.⑨

●修繕費用、公課費（消費税）、委託費、その他事務経費を計上します。

(ウ) 支払利息 収支計画行No.⑪

●地方債借入に伴う利息を計上します。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	民間委託を更に推進し、指定管理者制度の導入についても検討を行います。
投資の適正化	平成20年度に掘削整備した鷹の湯3号井の利用可能年数を50年と仮定し、令和40年度に新たな源泉掘削を計画します。 さらに、施設の長寿命化は不可欠であるため、計画的な更新を進めます。
その他の取組	特になし

新源泉掘削計画

(単位：千円)

	令和31年度		令和39年度	令和40年度	令和41年度
新源泉調査委託	11,000	}			
設計委託			2,200		
新源泉掘削工事				275,000	
新旧接続工事					11,000

②今後の財源についての考え方・検討状況

料金	社会経済情勢の変化に合わせ、必要に応じて料金の見直しを検討します。
稼働率・利用者数	現状維持とします。
企業債	令和40年度に計画する新源泉掘削に向けて、基金（松之山温泉配湯施設整備資金）の積み増しを行い、起債借入を最小限に抑えます。 ・基金（松之山温泉配湯施設整備資金）191,000千円 ・起債69,000千円 ・温泉使用料及び温泉使用権利金15,000千円
繰入金	他会計からの繰入は行わない。
資産の有効活用等による収入増加の取組	民間による地熱バイナリー発電のほか、新たな観光関連事業など配湯余剰分の有効活用策の検討を行います。
その他の取組	特になし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	現状維持とする。
管理運営費	現状維持とする。
職員給与費	現状維持とする。
その他の取組	特になし

#### 5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	松之山温泉配湯事業は、本市の観光振興、交流人口拡大にとって重要な役割を担っており、事業継続を図ります。
公営企業として実施する必要性	温泉は、本市の観光振興にとって重要な役割を担っており、限られた資源の公平・適切な管理によるサービスの提供が求められることから公営企業として特別会計を設け実施しています。

#### 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事業運営の進捗管理は、PDCA サイクルに基づき、業務及び更新事業の実施状況や経営状況等がどのように推移しているのかを定期的に進捗状況の評価を行いながら、5年を目途に計画の見直しを行うなどのフォローアップを実施いたします。
---------------------	---

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	行 No.	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和		
						7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A) ①	13,935	20,017	19,667	18,770	17,670	19,170	21,897	14,985	15,394	15,301	15,302	22,770	15,303	
		(1) 営 業 収 益 (B) ②	12,093	18,080	11,792	11,792	12,545	12,420	19,964	13,048	13,457	13,363	13,363	20,436	13,363	
		ア 料 金 収 入 ③	12,093	18,080	11,792	11,792	12,545	12,420	19,964	13,048	13,457	13,363	13,363	20,436	13,363	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ウ そ の 他 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(2) 営 業 外 収 益 ④	1,842	1,937	7,875	6,978	5,125	6,750	1,933	1,937	1,937	1,937	1,938	1,939	2,334	1,940
		ア 他 会 計 繰 入 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		イ そ の 他 ⑤	1,842	1,937	7,875	6,978	5,125	6,750	1,933	1,937	1,937	1,937	1,938	1,939	2,334	1,940
		2 総 費 用 (D) ⑥	3,413	2,821	6,436	5,541	4,405	5,931	5,561	6,396	5,542	5,529	5,517	5,504	5,492	
		(1) 営 業 費 用 ⑦	3,269	2,700	6,339	5,469	4,269	5,799	5,469	6,309	5,469	5,469	5,469	5,469	5,469	5,469
	ア 職 員 給 与 費 ⑧	801	801	802	802	802	802	802	802	802	802	802	802	802	802	
	ウ ち 退 職 手 当 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ そ の 他 ⑨	2,468	1,899	5,537	4,667	3,467	4,997	4,667	5,507	4,667	4,667	4,667	4,667	4,667	4,667	
	(2) 営 業 外 費 用 ⑩	144	121	97	72	136	132	92	87	73	60	48	35	23		
	ア 支 払 利 息 ⑪	144	121	97	72	136	132	92	87	73	60	48	35	23		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イ そ の 他 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) ⑫	10,522	17,196	13,231	13,229	13,265	13,239	16,336	8,589	9,852	9,772	9,785	17,266	9,811			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F) ⑬	-	-	-	44,000	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(1) 地 方 債 ⑭	-	-	-	44,000	-	-	-	-	-	-	-	-		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(2) 他 会 計 補 助 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(3) 他 会 計 借 入 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	(6) 工 事 負 担 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(7) そ の 他 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2 資 本 的 支 出 (G) ⑮	11,269	13,228	15,003	57,277	13,302	13,327	2,147	8,197	6,261	6,273	7,385	17,299	6,311		
	(1) 建 設 改 良 費 ⑯	-	-	1,750	44,000	-	-	-	-	-	-	-	1,100	11,000		
	ウ ち 職 員 給 与 費 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H) ⑰	11,269	13,228	13,253	13,277	13,302	13,327	2,147	8,197	6,261	6,273	6,285	6,299	6,311		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(5) そ の 他 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) ⑱	△ 11,269	△ 13,228	△ 15,003	△ 13,277	△ 13,302	△ 13,327	△ 2,147	△ 8,197	△ 6,261	△ 6,273	△ 7,385	△ 17,299	△ 6,311			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J) ⑲	△ 747	3,968	△ 1,772	△ 48	△ 37	△ 88	14,189	392	3,591	3,499	2,400	△ 33	3,500			
積 立 金 (K) ⑳	12	822	-	-	-	-	14,191	407	3,597	3,497	2,397	-	3,497			
前 年 度 からの 繰 越 金 (L) ㉑	2,246	1,487	4,633	2,861	2,813	2,776	2,688	2,686	2,671	2,665	2,667	2,670	2,637			
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N) ㉒	1,487	4,633	2,861	2,813	2,776	2,688	2,686	2,671	2,665	2,667	2,670	2,637	2,640			
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
実 質 収 支 黒 字 (P) ㉓	1,487	4,633	2,861	2,813	2,776	2,688	2,686	2,671	2,665	2,667	2,670	2,637	2,640			
(N)-(O) 赤 字 (Q) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ) ㉔	95	125	100	100	100	100	284	103	130	130	130	193	130			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S) ㉕	12,093	18,080	11,792	11,792	12,545	12,420	19,964	13,048	13,457	13,363	13,363	20,436	13,363			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
他 会 計 借 入 金 残 高 (W) -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地 方 債 残 高 (X) ㉖	70,483	57,255	44,002	74,725	61,423	48,096	45,949	37,752	31,491	25,218	18,933	12,634	6,323			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
収益的 収支分	うち 基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本的 収支分	うち 基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○基金残高	特会への操出	-	-	5,937	5,042	3,191	4,817	-	-	-	-	-	395	-
松之山温泉配湯設備資金	㉗	32,681	33,503	27,566	22,524	19,333	14,516	28,707	29,114	32,711	36,208	38,605	38,210	41,707